

### 第三者評価結果

事業所名：みもぞ保育園

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画は、児童憲章や児童の権利に関する条約、児童福祉法などの趣旨を踏まえ作成しています。保育所保育指針が示す養護の3つの視点と教育の5領域を踏まえ、年齢ごとに保育内容とそのねらいを設定しています。全体的な計画の作成にあたっては、園長と主任が中心となって職員の意見などを集約しながら作成しています。そして園全体として、園の保育理念や保育方針などを基に園の保育の特色や地域の特性、子どもの発達過程などについて、職員間で意見交換を行いながら、園としての全体的な計画を完成させています。異年齢保育を保育方針として掲げ、育ち合いの保育を軸に作成しています。職員は、全体的な計画に基づいて、各クラスの指導計画を作成しており、年度末の職員会議で行われる、年間の振り返りを通して、全体的な計画の評価を行い、次年度の作成に生かしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 各保育室には温湿度計や熱中症計、空気清浄機、加湿器、扇風機、二酸化炭素濃度計、エアコンを設置し、職員は、各保育室の数値や換気の管理をこまめに確認しながら、園日誌や睡眠チェック表に記入して適切な状態を保持できるようにしています。窓から入る明るい採光と天然木の家具が、温かみのある空間を作り出しています。0、1歳児クラスでは半円形のテーブルや箱型のいすを子どもの動線を考慮して配置しています。寝具は定期的に天日干し、業者に依頼しての乾燥消毒を行っています。クッションマットや可動型の背の低いパーティションを用いるなどして、コーナーを設置し、子どもがくつろげるスペースがあります。四季を感じられるディスプレイが施されている玄関から続く廊下は、気持ちが安らぐ空間となっています。保育室は食事と睡眠の場が分かれ、清潔な空間で睡眠がとれるようにしています。手洗い場やトイレも明るく清潔な状態が保たれています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 保育士は、入園時の面談で把握した個人面接票や家庭状況表などから子ども一人ひとりを知るように努めています。そして子ども一人ひとりの個性をかがえのないものとして捉え、個人差を十分に把握して、日々対応しています。言葉での表現が難しい乳児は、応答的なかかわりや表情などから気持ちをくみ取っています。保育士との信頼関係を築いていくことで自分の気持ちや自分らしさを表現できることを心にとめています。活動や遊びの場面の中で、子どもが自分の気持ちをありのまま表現できるよう、声かけを行いながら、一人ひとりが達成感や満足感を感じられるようにしています。また、子どもにわかりやすい言葉で穏やかに話すことや、子どもの欲求を受け止めながら、気持ちに寄り添うことが大切とし、やりたくない気持ちも尊重して声掛けをしています。せかず言葉や制止させる言葉などを不必要に使用しないことなどについて、保育園業務マニュアルの読み合わせ等を通じ学び合い、保育実践につなげています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子ども一人ひとりの年齢や発達の状況に応じて、保育士は声をかけて励ましたり、やり方のヒントを出したり、さりげなく援助を行っており、子どもが自分でやろうとする気持ちを大切にしています。看護師は、保育士と連携を図りながら、歯磨きや手洗いの方法など、子どもが楽しみながら覚えられるよう、人形やイラストなどを用いて、保健指導を行っています。また、箸の持ち方などのイラストを掲示したり、遊びから始めたりして、子どもにわかりやすく伝える工夫をしています。コロナ禍で現在はできていないこともありますが、3～5歳児クラスは、異年齢保育を取り入れており、朝のしたくや給食の準備など、大きい子どもが小さい子どもに教えてあげたり、小さい子どもは大きい子どものまねをしながら覚えたり、子ども同士が日々の生活の中で、育ち合える環境となっています。午睡については、年長児は就学に向けて徐々に時間を少なくしていきませんが、個人差にも配慮して進めています。</p>	
<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 保育室には子どもの手が届くところに絵本棚や玩具棚を設置し、子どもたちが自分で好きな遊びを選んで、やりたいことを見つけられるように、また、ままごと遊びなどのコーナー作りを工夫するなどしています。バケツ稲の栽培では、子どもたちから「稲が食べられてしまうから、かかしを作ろう」と声上がり、かかしを作ったこともあります。年齢に応じて、運動遊びや楽器遊び、ゲーム遊びなど、さまざまな活動を取り入れており、子どもたちが、自発的に身体を動かしたり、友だちとの関係性を深められるようにしています。戸外での活動も積極的に取り入れ、散歩で出会う地域の人たちに元気に挨拶をしたり、月に一度交通安全指導を行って交通ルールを覚えたり、近隣の商業施設に野菜の苗を買いに行ったりし、日々の活動の中で社会体験を積み重ねています。公園では、落ち葉やセミの抜け殻やどんぐりを採って園に持ち帰り製作に使うなど、子どもたちが身近な自然に触れ合えるよう配慮しています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 0歳児クラスでは、クラスの中で担当する職員を決め、受け入れ時や授乳、おむつ替えなどは、可能な限り同じ職員が行い、愛着関係を築きながら、子どもが安心して園生活に慣れることができるようにしています。おんぶや抱っこ等のスキンシップを多くし、子どもに話しかける時には目を合わせ、子どもの気持ちや要求を見逃さないようにしています。ハイハイをする時期には広いホールで思う存分体を動かし、足や手の力がついてきたころにはマットで山を作り遊ぶなどしています。ペットボトルや鈴などを使った音の出るおもちゃを手作りし、子どもが興味や関心を持って遊ぶことができるよう、環境整備を行っています。リズム遊びやわらべうた、手遊びなども取り入れ、職員の声に合わせて手をたたいたり、体を動かしたりしながら、豊かな感性がはぐくまれるようにしています。保護者とは、送迎時での会話や連絡帳でのやり取りを通じて、密に連携を図り、体調面や離乳食の進み具合など、子ども一人ひとりの状況を共有しながら、保育にあたっています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 3歳未満児は自我が芽生えてくる時期であり、個々にあった声掛けをし、子どもの表情やしぐさから、一人ひとりの気持ちをくみ取り、ていねいに対応することを心がけ、保育にあたっています。室内では、子どもの発達に合わせて環境設定を変更し、安全に探索活動ができるようにしているほか、身近な環境の中で興味や関心が持てるようにしています。2歳児クラスでは、子どもの自分でしようとする気持ちを大切に、子どもが何をしたいのか、どんな援助が必要なのかを適切に捉えることができるようにしています。2歳児だけでお店屋さんごっこを楽しんだり、製作遊びでは、初めてのはさみを体験したり、さまざまなものにかかわる中で、発見を楽しみ、自分で考えて遊びを広げられるようにしています。子ども同士の小さな揉め事の際は、それぞれの気持ちを受け止め納得できるように援助しています。保護者とは、連絡帳や送迎時の会話を通して、家庭での様子と園での様子を双方で伝え合い、子どもの育ちを共有しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 3～5歳児クラスでは、縦割りの2つのグループでの活動とクラスごとの活動のバランスを考慮しながら、年齢ごとの指導計画を作成しています。3歳児は、お兄さんやお姉さんといっしょに活動することに少しずつ慣れてきて、いっしょに歌をうたったり、4、5歳児にリードしてもらいながら当番活動を行ったり、しりとりやかるた、鬼ごっこなど、ルールのある遊びを楽しんだりしています。4歳児は、少し難しい折り紙に挑戦し、お財布やお金を製作し、発展してお店屋さんごっこになったり、スイカのシーソーを紙皿で作ったりしました。5歳児は、お泊まり保育の的あてゲームやモンスターを探しに行くゲーム「ドキドキパラダイスみもざGO」を意見を出し合いながら作り上げていきました。現在はコロナ禍で実施できていませんが、例年は小学校の作品展に園児の作品を展示したり、地域のイベントで5歳児が手話や歌を披露したりするなどして、地域に向けて伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 園内は多目的トイレが設置されており、バリアフリーの構造となっています。障がいのある子どもなど配慮が必要な場合は、職員会議で子どもの状況や対応について話し合い、横浜市北部地域療育センターからの個々に合わせたかかわりのアドバイスも受けて、個別指導計画を作成しています。保護者とは常に連携を取り、午睡時に保育室では落ち着いて眠れない子どもには別室を用意するなど個々に対応しています。職員は、横浜市北部地域療育センターの療育参観に担当保育士が参加したり、横浜市や緑区の研修で障がい児保育について学び、知識を深め保育の実践につなげています。日々の子どもの成長の様子を記録して職員間で共有し、子どもが安心して生活できる環境づくりに努めています。また、いっしょに活動する中で、ほかの子どもから生まれる疑問に対してわかりやすく説明し、子ども同士が自然にかかわれるよう配慮しています。入園のしおり(重要事項説明書)に、障がい児保育における園の姿勢を明記しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 長時間保育については、「全体的な計画」のほか、年間・月間・週案にも記載しています。子ども一人ひとりとていねいにかかわる中で、情緒の安定や生活リズムに配慮して、子どもの主体性を大切にしています。子どもが家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えています。手作りのパーティションやマットを活用し、安全に遊べるスペースを作り、子どもが早寝や夕寝で横になれるようにするなど、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えています。職員は、スキンシップを多くとり、子どもがさみしさを感じないよう配慮しています。子どもの様子は、申し送りノートに記載し、口頭でも申し送りを行って、お迎え時に担当する職員が保護者への伝え漏れがないようにしています。基本、18時半以降の保育を希望する子どもへは補食を提供しています。また、担任の保育士が延長保育、土曜保育の保護者と直接会えるようにシフトを工夫して、コミュニケーションが図れるよう配慮しています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 5歳児クラスでは、指導計画のほか「アプローチカリキュラム」を作成しており、就学に向けた活動内容を設定して保育にあたっています。コロナ禍の影響により今年度は実施が難しい状況ですが、例年は、小学校訪問や他園の5歳児といっしょに遊ぶなどの交流を行っています。コロナ禍では、小学校1年生から学校紹介の紙芝居をもらったり、年長児からの小学校生活への質問に答えてもらう手紙交流などを行ったりして、子どもたちが卒園と入学を意識しながら、生活を送れるようにしています。保護者に対しては、就学に向けた配慮事項などを記載したプリントを作成して、クラス懇談会で配付し、説明を行っているほか、希望に応じて個別面談を実施するなどして、保護者の安心につなげています。職員は、Web開催の幼保小の接続期研修などで、他園の職員や小学校の教員と連携を図っており、就学先の教員とは、面談や電話などで情報交換を行うなどしています。保育所児童保育要録は、担任保育士が作成し、園長が最終確認を行って就学先の小学校に提出しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 「保育園業務マニュアル」には、登園時及び保育中の健康観察について明記されており、職員は、マニュアルに沿って子どもの様子を注意深く観察して、健康状態の把握に努めています。保育中の子どもの体調変化やけがなどは、状況や対応について細かく保護者へ伝えていきます。慢性疾患や予防接種の状況など保護者から入手した新しい情報は、児童健康台帳に追記して職員間で共有しています。年度ごとに「年間保健計画」を作成しており、月ごとの健康管理における留意点や保健指導の内容を設定しています。「ほけんだより」の中で園での健康管理に関する活動内容を保護者に伝えているほか、感染症の予防策などを記載しています。職員に対して乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する研修を行い、0歳児は5分おきに、1歳児は10分おきに呼吸や顔色などを確認し、記録しています。保護者にはポスターの掲示や入園説明会などで情報提供を行っています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 健康診断は、園の嘱託医による内科健診と歯科健診をそれぞれ年2回、全クラスで実施しているほか、身体測定として身長、体重、3歳児の視聴覚検査（年1回）、3～5歳児の尿検査（年1回）を実施しています。診断結果は、所定の用紙に記録して、個別の児童健康台帳にファイリングし、職員間で共有しています。保護者へは書面や口頭で健診結果を伝え、必要に応じて医師と連携して対応しています。健診前に保護者から医師への質問を受け付けて、医師からのアドバイスや回答を保護者にフィードバックしています。嘱託医とは、日ごろから電話での相談や情報交換を行って連携を図っており、健診日に受診ができなかった子どもに対しては、別日を設定して診察をしてもらうなどしています。園では職員が紙芝居やペープサートを用いて、歯磨きの大切さを子どもが楽しみながら学べるよう工夫しています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」と法人が作成しているアレルギー対応に関するマニュアルを基に、園内研修や職員会議でアレルギー疾患のある子どもへの対応方法について学び合っています。アレルギー疾患がある場合には、かかりつけ医による生活管理指導票に基づいて、子どもの状況に応じた適切な対応を実施しています。食物アレルギーの場合には、園での対応方法や配慮事項などについて保護者に説明し、毎月、アレルギー対応専用の献立表を作成して保護者に除去食などを確認してもらっています。食事の提供については、トレイの色を変え、ネームプレートを用いて、栄養士と保育士が声出し確認を行いながら、ダブルチェックを徹底し、事故防止に努めています。慢性疾患などの場合にも、主治医の意見書などを提出してもらい、適切に対応しています。アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもへの対応については、入園のしおりに記載して入園時に説明しています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 年齢ごとに作成されている「食育指導年間計画」「食育実施計画」には、クッキングや野菜の栽培のほか、日本の郷土料理や食文化、食と健康の大切さ、食事マナーなど、さまざまな食育活動を取り入れ保育の計画に位置付け、子どもたちが食に関する知識や関心を深められるようにしています。給食室はガラス張り保育室からよく見えます。誕生会の時などは、テーブルクロスを用いて、華やかに食事を楽しめる雰囲気づくりをしています。職員は、子どもの個人差や食欲などに応じて、食べる量を調整しており、子どもが完食できた喜びを味わえるようにしています。また、苦手な食材も少しずつ食べ進められるよう、優しく声かけを行いながら見守っています。食器は安全性の高い高強度陶磁器を使用し、食具は年齢や発達に応じて大きさや重さを調整しています。毎月発行している給食便りには、人気メニューのレシピや旬の食材の効用などを掲載して、保護者に情報を提供しているほか、園のホームページのブログには、その日のメニューを写真で紹介しています。</p>	

<b>【A16】</b> A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 園では、たけのご飯や夏野菜カレー、栗ご飯、さんまの塩焼き等、旬の食材を多く使って季節感を大切にしています。また、十五夜、十三夜、節分や七夕など四季折々の行事にちなんだメニューや日本各地の郷土料理を取り入れるなどの取り組みをしています。栄養士は、給与栄養目標量に基づき、子どもの発育状況や体調を考慮して、献立を作成しています。栄養士は、子どもたちの食べている様子を直接見たり、会話をしたりして、子どもの咀嚼状況や苦手な食材などの把握に努め、喫食状況把握表や給食日誌を日々記録しています。給食会議では、残食の多いメニューや味付けなどについて保育士と話し合い、調理方法や盛り付け方法の改善に生かしています。食育活動においても、子どもたちがさまざまな経験ができるよう、保育士と連携を図りながら、取り組んでいます。給食業務に関する衛生管理のマニュアルを整備しており、マニュアルに基づいて、給食室内の清掃や消毒、食材の管理などを適切に行い、子どもたちがおいしく安心して食べることのできる給食作りに努めています。	

## A-2 子育て支援

<b>A-2-(1) 家庭と緊密な連携</b>	第三者評価結果
<b>【A17】</b> A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 0、1歳児クラスでは、個別の連絡帳を用いて、日々の子どもの様子を保護者に伝えており、2歳児は午睡、食事、体調について記入し、保護者に知らせています。また、2～5歳児クラスでは、連絡用アプリで、活動の様子をクラスごとに、毎日配信しています。ホームページ内のブログは、毎週内容を更新して、クラスの様子を写真も用いて知らせています。保護者懇談会や園便り、クラス便りを通じて、保育内容のねらいや行事の目的などを保護者にわかりやすく伝えるようにしています。保護者の代表が参加する「みもぎ子育ての会」（運営委員会）でも、園の保育の方向性について、園長が説明しています。保育参観や保育参加では、製作やゲームなどを子どもたちと一っしょに楽しみながら、園での生活を知ってもらう良い機会となっています。コロナ禍のため、保護者の行事参加などに制限がある状況ですが、発表会の様子をビデオ撮影し、保護者に配付するなど、保護者との連携を大切にしながら、取り組みを実施しています。保護者との情報共有のために必要に応じて保護者相談記録に記録しています。	
<b>A-2-(2) 保護者等の支援</b>	第三者評価結果
<b>【A18】</b> A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 園ではいつでも、保護者が気軽に園や職員に話せるような雰囲気づくりに努め、送迎時には、職員が保護者に声をかけ、コミュニケーションを図っています。保護者の気持ちに寄り添いながらいつでも相談を受ける姿勢を示し、園長も送迎時には保護者と接するように努めています。連絡帳の活用にも力を入れ、園での様子など園からの発信を多くしていいいな記載をするよう心がけています。玄関には意見箱も置いていますが、保護者が気軽に話しかけられる雰囲気があります。保護者からは子育ての悩み、仕事との両立の相談などもありますが、内容に応じて園長や主任が対応したり、必要に応じて看護師も同席したりするなど、安心して相談できる体制を作り支援しています。時には子どもとの関係で辛いときがあるなどの相談を受けた時には、リフレッシュできるよう受け入れています。保護者からの相談は、クラス担任をはじめ全職員が共有して、相談スキルの向上にもつなげています。さらに保護者対応に関する園内研修もしています。相談内容は保護者相談記録や児童相談経過記録に適切に記録しています。	
<b>【A19】</b> A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 虐待の早期発見のために、朝の受け入れ時や衣服の着脱時などに子どもの体の様子や表情などをチェックしています。昨日と同じ服であったり、あざや傷などを発見した場合は、主任や園長に速やかに相談し対応しています。また、子どもから気になる話やお迎え時の子どもの様子から虐待の疑いが生じた場合には、記録を作成するとともに、職員間で協議し、必要に応じて園長から緑区役所の子ども家庭支援課に伝え、連携して対応します。保護者に疲れた様子や家庭の事情で大変な時には温かく声をかけるよう努めています。虐待については予防及び早期発見が重要と考え、「保育園業務マニュアル（虐待について）」を策定し、横浜市虐待防止ハンドブックなども使用し園内研修を適宜実施し、職員間で知識向上に努めています。マニュアルには基本的な虐待の種類、虐待予防チェックシート、虐待発見の手がかり（子どもの様子、保護者の様子）、発見後のフローチャートなど、詳細な手順やポイントを示しています。	

## A-3 保育の質の向上

<b>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</b>	第三者評価結果
<b>【A20】</b> A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント> 年間指導計画や月間指導計画、週案、個別の指導計画の振り返りについては、日々の保育日誌などを基に、職員間での話し合いなども含めて自己評価を行うことで自分の仕事に対するモチベーションアップのための評価ともなっています。保育実践に対する評価にあたっては、子ども一人ひとりの心の育ちや活動に取り組む姿に配慮しており、その姿をしっかりと受け止めながら、子ども主体の保育を行うことができたか、などを評価しています。各クラスの保育実践に対する評価内容は、職員会議で話し合い、園全体で共有して、より質の高い保育を実践するために大切にすべきことなどを確認し合っています。職員個々の自己評価は、職種別に評価項目が設定され5段階で評価する仕組みとなっています。年に2回実施して、子どもへの対応方法や職員間のコミュニケーション強化、より良い環境設定の工夫など、職員一人ひとりが、課題を明確にして、園の目指す保育の実現に向けて取り組み、園としての自己評価につなげています。	